ワンタイムパスワードサービス利用規定

第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス(以下「本サービス」といいます。)とは、けんみん信組インターネット・モバイルバンキングサービス(以下「インターネットバンキングサービス」といいます。)、の利用に際し、ログインパスワードに加えて当組合所定の生成機(以下「トークン」といいます。)に生成・表示された都度変化するパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)を、けんみん信組インターネットモバイルバンキングサービス利用規定第2条2項(3)の本人確認手続きに加えて用いることにより、お客様ご本人の認証を行なうサービスをいいます。

第2条 利用資格

ワンタイムパスワードの利用者は、次条による利用開始の依頼を行ったお客様で、当組合が承諾 したお客様に限るものとします。

第3条 利用開始

お客様が当組合にワンタイムパスワードの利用開始の依頼を行う場合は、当組合所定の機器より 当組合インターネットモバイルバンキングにログイン後、ワンタイムパスワードの申請画面で「ト ークン発行依頼」を行っていただきます。その際に、当組合所定の「トークンアプリ」使用機器で「ト ークンアプリ」をダウンロードして、初期設定を行っていただきます。

けんみん信組インターネットモバイルバンキングサービス利用規定第2条2項(3)の本人確認手続きの初期設定後、再度当組合所定の機器よりインターネットバンキングサービスにログインのうえ、ワンタイムパスワードの入力を行ってください。

第4条 本人確認等

- 1. ワンタイムパスワードの利用開始後は、当組合所定機器からのインターネットバンキング利用に際し、ログインID、ログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、ログインID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当組合所定の方法により正確に伝達するものとします。認識したログインID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードの一致により本人からの依頼と認め取引の依頼を受付します。
- 2. 当組合が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードを当組合が任意に定める回数以上連続して当組合に伝達された場合は、当組合はお客様に対するワンイムパスワードの利用を停止します。お客様がワンタイムパスワードの利用の再開を依頼する場合には、当組合所定の方法により届出るものとします。ただし、技術的な理由、その他の理由により再開できない場合があります。

第5条 トークンの紛失及び盗難等

- 1. お客様は、トークンを失ったとき、トークンが偽造、変造、盗難等により他人に使用される恐れが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、速やかに当組合に届出てください。この届出を受けたときは、当組合は直ちにワンタイムパスワードの利用の停止措置を講じます。
- 2. トークンは、お客様ご自身の責任において厳重に管理してください。

第6条 譲渡・質入の禁止

トークンの所有者は当組合に帰属するものとし、お客様は、トークンを他人に譲渡、質入、その 他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与・占有させることは出来ません。

第7条 トークンの利用期限

トークンは当組合所定の期間(以下、「有効期限」といいます)に限り有効です。お客様は、有効期限が満了する前に当組合が定める方法によりトークンの更新を行ってください。有効期限内にトークンの更新が完了されなかった場合は、当組合はお客様に対するワンタイムパスワードの利用を停止します。お客様がワンタイムパスワードの利用の再開を依頼する場合には、当組合所定の方法により届出るものとします。ただし、技術的な理由、その他の理由により再開できない場合があります。

第8条 免責事項

- 1. ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客様ご自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当組合は責任を負いません。
- 2. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、当組合宛に直ちにワンタイムパスワードの利用停止の依頼およびトークンの再発行依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故により、お客様に損害が生じた場合については、当組合に責めがある場合を除き、当組合は責任を負いません。

第9条 本サービスの解約等

- 1. ワンタイムパスワードの利用は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、本解約の効力は、ワンタイムパスワードに関するものに限り、生じるものとします。
- 2. 本サービスの契約を、お客様からの申出等、何らかの理由により解約された場合には、ワンタイムパスワードの利用も解約されたものとします。

第10条 規定の変更等

当組合は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく任意に変更することができるものとし、変更日以降は変更後の内容に従いお取扱いいただきます。なお、当組合の任意の変更によって損害が生じたとしても、当組合は責任を負いません。

以 上

令和 元年 6月 3日 制定